様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年05月30日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） かぶしきがいしゃけいのくちゅあ  一般事業主の氏名又は名称 株式会社Ｋ−Ｎｏｃｔｕａ  （ふりがな） きんたかしんご  （法人の場合）代表者の氏名 金高　真悟  住所　〒632-0016  奈良県天理市川原城町275-1-3A  法人番号　7120001138119  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXへの取り組み | | 公表日 | 2025年3月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：弊社Webページに記載  https://www.k-noctua.com/dxへの取り組み/  記載箇所：経営ビジョン | | 記載内容抜粋 | ＜経営ビジョン＞  株式会社K-Noctuaは、「誰もがテクノロジーを活用できる社会の実現」をビジョンに掲げ、地方・中小企業のDX推進を支援することで、持続可能で包摂的な社会の構築に貢献します。IoT、クラウド、AI等の技術革新を取り込み、自社サービスの進化と顧客提供価値の最大化を目指します。  （補足）  ビジョンの実現に向け、生成AIを戦略の中核に据えた事業モデルを構築し、全ての業務工程（提案、設計、ドキュメント作成）にAIを活用することによって、「品質の再現性」「納期の短縮」を両立したサービスを提供するビジネスモデルを採用しています。このモデルもWebサイト上で公表済です。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会において承認のうえ公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXへの取り組み | | 公表日 | 2025年3月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①公表方法：弊社Webページに記載  　公表場所：https://www.k-noctua.com/dxへの取り組み/  　記載場所：DX戦略 | | 記載内容抜粋 | ＜DX戦略＞  当社は「価値創造サイクルの高速化による、革新的な顧客体験の創出」をDXの基本方針とし、生成AI（OpenAI）を戦略の中核に据えています。  具体的には、OpenAIのProサービスを活用し、以下の2点を中心にDXを推進しています。  ・サービス/品質の向上  AIを用いた文章生成・アイデア提案により、顧客提案資料や仕様検討の精度が向上し、顧客満足度を定量的に測定可能な体制を整備。  ・納期の短縮  従来業務における調査・資料作成・仕様確定の時間をAI支援により大幅に短縮し、受注から納品までのサイクルを30%圧縮することを目指しています。  また、これらの取り組みによって得られたデータを分析/蓄積し、次回提案への自動反映を行う仕組みを整備中です。  今後は、社内ドキュメント管理・FAQ自動応答など、AI導入の範囲を拡大し、「再現性のある品質と短納期の両立」を実現します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会において承認のうえ公表 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 株式会社K-NoctuaのDX推進体制  公表場所：https://www.k-noctua.com/dxへの取り組み/  記載場所：推進体制 | | 記載内容抜粋 | ＜推進体制＞  株式会社K-Noctuaでは、代表取締役自らがDX推進責任者として、生成AI（OpenAI Pro）を中心としたデジタル技術の導入と活用を主導しています。小規模体制である強みを活かし、迅速かつ柔軟に以下の推進体制を整備しています。  ・DX推進責任者  代表取締役自ら、DX戦略の策定・実行・評価までの全ての工程をになっています。  ・外部連携  必要に応じて、AI技術に精通した外部パートナー（技術顧問や開発支援業者）と連携し、専門的な知見を活用しています。  また、IPAなどの外部支援機関の研修・指標・診断を積極的に取り入れ、体制強化を図っています。  ＜スキル向上・学習の取り組み＞  生成AIサービスを運営するAI各社の更新情報や活用事例、生成AI関連技術の継続的な学習を日常的に実施。  API活用、社内ツールへの展開に関するベストプラクティスを吸収し、業務に反映。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 株式会社K-NoctuaのDX推進体制  公表場所：https://www.k-noctua.com/dxへの取り組み/  記載場所：スキル向上・学習の取り組み | | 記載内容抜粋 | ＜スキル向上・学習への取り組み＞  生成AIサービスを運営するAI各社の更新情報や活用事例、生成AI関連技術の継続的な学習を日常的に実施。  API活用、社内ツールへの展開に関するベストプラクティスを吸収し、業務に反映。  ＜運用環境の整備や、既存環境最適化の投資計画＞  「価値創造サイクルの高速化による革新的な顧客体験の創出」をDX基本方針とし、生成AIを中核技術として戦略的に活用しています。具体的には、  ①提案資料・仕様書の初稿自動化による業務効率向上、②受注から納品までの納期短縮（目標：30%短縮）  を戦略の柱とし、さらにAIによる提案内容の最適化や社内ドキュメントの再利用性向上にも取り組んでいます。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DXへの取り組み | | 公表日 | 2025年　3月1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社K-NoctuaのDX推進体制  公表場所：https://www.k-noctua.com/dxへの取り組み/  記載場所：KPI（重要業績評価指標） | | 記載内容抜粋 | ＜KPI（重要業績評価指標）＞  株式会社K-Noctuaでは、DX戦略の推進による効果を継続的に把握・改善するため、以下の指標（KPI）を設定しています。  【KPI①】提案資料作成にかかる平均工数の削減率  目標値：従来比30％削減  測定方法：生成AI活用前後の作業時間記録をもとに、業務ごとの作成時間を分析  背景：生成AIの導入により、企画書・仕様書の初稿生成スピードが向上し、それに伴う作業効率が大幅に向上  【KPI②】納期短縮率（受注から納品までの平均日数）  目標値：従来比で、20%〜30％の短縮  測定方法：見積提出〜納品完了までの日数を案件ごとに記録・分析  背景：ドラフト作成の迅速化により、初動スピードと意思決定が加速  【KPI③】サービス品質向上指標（顧客満足度・フィードバック件数）  目標値：お客様満足度 4.5/5 以上（アンケートベース）  測定方法：納品後アンケートおよび口頭ヒアリング結果を記録  背景：提案品質や納品スピードに関する定性的評価の見える化を実施  【KPI④】AI活用率（全プロジェクト中、AIを活用した案件の割合）  目標値：100％（全案件で何らかの形式で生成AIを活用）  測定方法：案件別の使用ツールログや利用報告の記録  背景：生成AIの導入を単なる実験的活用にとどめず、すべてのプロジェクト工程（企画、提案、設計、文書作成、検証）に横断的に取り入れることで、DX戦略の「日常化」を図っています。継続的なAI活用は、KPI①〜③の成果（工数削減・納期短縮・品質向上）を支える基盤であり、業務変革の中心的役割を担っています。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年　3月　1日 | | 発信方法 | 株式会社K-NoctuaのWebページ  記載場所：https://www.k-noctua.com/dxへの取り組み/ | | 発信内容 | 株式会社K-Noctuaは、「誰もがテクノロジーを活用できる社会の実現」をビジョンに掲げ、地方・中小企業のDX推進を支援することで、持続可能で包摂的な社会の構築に貢献します。IoT、クラウド、AI等の技術革新を取り込み、自社サービスの進化と顧客提供価値の最大化を目指します。  株式会社 K-Noctua 代表取締役：金高真悟 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　3月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | IPAの「DX推進指標」を実施し自己診断入力サイト提出。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　3月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「SECURITY ACTION制度二つ星宣言」を実施。  当社は、サイバーセキュリティ対策として、指紋認証によるセキュリティシステムを導入（多要素認証システム）し、https及びssh（暗号化通信）などのデータの暗号化による通信を採用しています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。